

## 東アジア・東南アジアの法制度の総括

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

筆者は、これまで、東アジア・東南アジアのそれぞれの国・地域（以下「国」と総称する場合がある）の法制度の概要を紹介してきたが、本稿では、東アジア・東南アジアの法制度を全体的に「総括」し、若干のコメントを述べてみたいと思う。

東アジア・東南アジアの各国・地域の法制度は、もともと当該地域社会において存在した規範・慣習法等の上に、16世紀以降、スペイン、ポルトガル、英国、フランス、オランダ、ドイツ等の欧州諸国の植民地政策や法制度の影響を受けながら発展してきた。また、国・地域によっては、旧ソ連、米国や日本等の法制度が及ぼした影響も小さくない。東アジア・東南アジアの各国・地域の法制度は、欧米諸国とは異なる特徴的な内容を含んでいることも少なくないため、東アジア・東南アジアの各国・地域の法制度を研究する意義は大きいと思われる。

### II 東アジア・東南アジアの各国・地域の法制度の分類

東アジア・東南アジアの各国・地域の法制度は、大きく分けて、表1のとおり、①大陸法系の国・地域、②英米法系の国・地域、③混合法系の国・地域に分けることができる。

表1：東アジア・東南アジアの各国・地域の法制度の分類

①大陸法系の国・地域	日本、中国 <sup>2</sup> 、台湾、マカオ、韓国、モンゴル、ベトナム、インドネシア、カンボジア、ラオス、北朝鮮、東ティモール（これらのうち、中国、ベトナム、ラオス、北朝鮮は、「社会主義法系」として、別の分類とすることも可能。）
②英米法系の国・地域	香港、シンガポール、ブルネイ
③混合法系の国・地域	タイ、マレーシア、フィリピン、ミャンマー

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> なお、中華人民共和国の法制度は、中国本土及びその他の地域ごとに異なる。本稿における「中国」とは、香港・マカオ・台湾を除いた中国本土をいう。

大陸法系か英米法系かという分類は、成文法を法体系の中心におくか、それとも判例法を法体系の中心におくかという違いの他に、統治機構・裁判制度のあり方や法律概念等に関し、さまざまな違いを含む。しかし、近年は、大陸法系の国・地域において、英米法系の考え方や法律概念が取り入れられる傾向が広く見受けられる<sup>3</sup>。他方、英米法系の国・地域においても、現在では主要な法制度については成文法が制定されているし、その国・地域における独自の法政策・法文化・慣習法が成文化されること等により、英国の法制度からの乖離が見られる。また、過去に、英米法系の国の植民地となった歴史と大陸法系の国の植民地となった歴史が混在する国・地域の法制度は、英米法的な特色と大陸法的な特色を併有することが多い。このように、東アジア・東南アジアの各国・地域では、その歴史的背景や経緯等から、国・地域ごとに異なるさまざまな特色を有する法制度が存在する。したがって、前述した法体系の三分法は、一応の整理という程度にとどめ、必要以上に拘泥すべきではない。

### Ⅲ 他国の法制度の影響（法の継受）

#### 1 スペイン法の影響・継受

スペイン法の影響を強く受けた東アジア・東南アジアの国としては、例えば、フィリピンが挙げられる。

1521年にマゼランがフィリピンに到着した後、スペインは続々と遠征隊をフィリピンに派遣した。1571年のマニラ陥落以降、約300年間にわたり、フィリピンはスペインの植民地となった。このように、フィリピンは、長くスペインの植民地であったことから、スペイン法の法体系を多く導入した。

#### 2 ポルトガル法の影響・継受

ポルトガル法の影響を強く受けた東アジア・東南アジアの国としては、例えば、マカオ及び東ティモールが挙げられる。

(1) マカオは、ポルトガルによる約450年という長期支配の下で、ポルトガル法から大きな影響を受けた。マカオに適用されたポルトガル法としては、マカオ組織章典、民法典、商法典、民事訴訟法典、刑法典、刑事訴訟法典等がある。マカオ法の法源には、①成文法（中国のマカオ基本法、マカオに直接適用されていたポルトガルの既存の法律、ポルトガルの主管機関が専らマカオのために制定した法規、マカオ立法会が制定した法律等）、②慣習法、③判例法等がある。マカオ返還前の法律、法令、行政法規、その他の規範性文書は、

<sup>3</sup> 近年、大陸法系の国・地域において、英米法系の考え方や法律概念が取り入れられる傾向が広く見受けられるようになった原因としては、①国際政治や国際ビジネスの分野における米国及び英国の実際上の影響力の強さの影響、②英語が国際社会において事実上の世界共通語として機能していることの影響、並びに、③外国から米国に留学して法律学を学ぶ者が圧倒的に多いことの影響等が挙げられよう。

マカオ基本法と抵触するか又は立法会その他の機関により改正されるかしない限り、継続して有効である（マカオ基本法 8 条）。マカオの公用語は中国語とポルトガル語であり、法令も両言語で規定される（両者の間に優劣の差は無い）。

（2）東ティモールでは、ポルトガルによる支配の時代にはポルトガル法<sup>4</sup>が、また、インドネシアによる支配の時代にはインドネシア法が適用されていた。2002年5月に施行された東ティモールの現行憲法<sup>5</sup>は、ポルトガル憲法の影響を受けて策定されたものである。東ティモールの民法典は、2011年9月14日に公布された。当該民法典は、ポルトガル民法典（1868年制定、1966年改正）を基本的に踏襲したものである<sup>6</sup>。東ティモールの法令はポルトガル語で起草されるものの、東ティモール国民の大部分はポルトガル語を理解できないため、法令の起草については外国人に頼らざるをえない状況にある。また、東ティモールの民事訴訟では、ポルトガル語、テトゥン語、インドネシア語、英語が併用されており、当事者の使用言語が異なる場合は通訳が必要となり、訴訟の遅延・複雑化の原因となっている。従来から、東ティモールの訴訟では、外国人の裁判官及び検察官が実際の訴訟を担当することが多かったが、次第に東ティモール人の裁判官及び検察官の割合が増加している<sup>7</sup>。

### 3 英国法の影響・継受

英国法<sup>8</sup>は、大英帝国により世界中の植民地に伝播し、コモン・ロー諸国の法制度の基礎を形作っている。今日においても、英国法の判例集に掲載された判例が、旧植民地である国・地域において、説得的な権威性のあるものとして引用されることが少なからずある。

英国法の影響を強く受けた東アジア・東南アジアの国としては、例えば、シンガポール、ブルネイ、タイ、マレーシア、ミャンマー等が挙げられる（なお、香港も英国法の影響を強く受けてきたが、最近では、中国法の影響が強くなっている）。

（1）シンガポールは、長く英国の植民地であったことから、英国法の法体系を多く導入した。1993年11月12日以後は、英国の裁判所の判決は、シンガポールにおいて直接には適用されないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。また、シンガポールの裁判所は、オーストラリア、インド及びカナダ等の裁判所の判決を参考にすることもある。

<sup>4</sup> ポルトガルの法制度は、ポルトガル語圏諸国の法制度に大きな影響を及ぼしている（例えば、ギニアビサウの仲裁法（2000年）、アンゴラの子会社法（2004年）、モザンビークの商法典（2005年）、東ティモールの憲法（2002年）等）。

<sup>5</sup> 東ティモール憲法の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://www.constituteproject.org/constitution/East\\_Timor\\_2002.pdf?lang=en](https://www.constituteproject.org/constitution/East_Timor_2002.pdf?lang=en)

<sup>6</sup> 笠原俊宏著「東ティモール民法典（2011年）中の国際私法規定」（『戸籍時報 No.793』（日本加除出版、2020年）所収）20頁。

<sup>7</sup> 松原禎夫著「東ティモール現地調査報告」（『ICD NEWS 第48号』（法務省法務総合研究所、2011年）所収）199～200頁。

<sup>8</sup> 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

(2) ブルネイも、長く英国の植民地であったことから、英国法の法体系を多く導入した。1951年の「法律適用法」(Application of Laws Enactment)は、1951年4月25日以前から英国で施行されているコモン・ロー、衡平法及びその他の法令の規定につき、ブルネイへの適用を認めている。ブルネイの「契約法」(Contracts Act)及び「特定救済法」(Specific Relief Act)は、英国のコモン・ロー、衡平法等の内容を具体化したものである。ブルネイの「商品売買法」(Sales of Goods Act)は、英国の商品売買法をモデルとして制定された。ブルネイの民事訴訟制度は、英国の民事訴訟制度に基づいて形成されている。ブルネイでの訴訟において使用される言語は、原則として、英語である。上訴裁判所の判事3名は、非常勤の英国人である。ブルネイの裁判所の判決は、多くのコモン・ロー諸国において、執行可能である。英国、マレーシア、シンガポール及びインドの裁判所の判決は、ブルネイの裁判所に対し拘束力を有しないものの、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

(3) タイは、歴史的に欧米諸国による植民地支配を受けなかったため、他の多くのアジア諸国のように宗主国の法制度の影響を強く受けるということではなかったが、欧米列強との不平等条約の改正のため、法制度の近代化を図る必要があり、英国<sup>9</sup>、ベルギー、フランス、日本<sup>10</sup>等の法律家を法律顧問として招聘して、基本的な法制度を構築した。タイの法制度は、民商法典、刑法典、民事訴訟法典、刑事訴訟法典の四大法典を中心とする成文法を法体系の中心に置く「大陸法系」に属するものの、英国法の影響も残されており、第二次世界大戦後は米国法の影響も受ける等したため、混合法的なものとなっている。

(4) マレーシアは、1824年に、英国の植民地となった。第2次世界大戦中は日本に占領されたが、終戦後は再び英国の植民地となり、1948年には、英国保護領マラヤ連邦となった。1957年に独立したマラヤ連邦に、シンガポール、英領サバ、英領サラワクも参加し、1963年に、連邦国家マレーシアが成立した。マレーシアは、長く英国の植民地であったことから、英国法の法体系を多く導入した。マレーシアの法体系は、連邦の憲法及び法令、州の憲法及び法令、英国法<sup>11</sup>、イスラム法、慣習法等から構成される「混合法系」となっている。英国の裁判所の判決は、1956年4月7日より後は、マレーシアの裁判所に対し拘

<sup>9</sup> タイでは、当初、英国の法制度を参考に、証拠法、暫定刑事手続法及び暫定民事手続法が制定された。

<sup>10</sup> 日本からタイに渡り、タイの法典編纂等に携わった人物としては、政尾藤吉が挙げられる。詳しくは、飯田順三著「タイ法の発展と政尾藤吉」(『ジュリスト No.1121』(有斐閣、1997年)所収)102頁を参照されたい。

<sup>11</sup> 原則として、①マレー半島部では、1956年4月7日にイングランドで効力を生じていたコモン・ロー及びエクイティ、②サバ州では、1951年12月1日にイングランドで効力を生じていたコモン・ロー、エクイティ及び一般法律、③サラワク州では、1949年12月12日にイングランドで効力を生じていたコモン・ロー、エクイティ及び一般法律が効力を有する。また、商取引に関しては、ペナン州、マラッカ州、サバ州及びサラワク州において、事件審理時におけるイングランド法の適用が認められる。実際上は、マレーシアの裁判官は、イングランドの先例に従うことが多い(阿部博友ほか編著『世界の法律事情 グローバル・リーガル・リサーチ』(文眞堂、2016年)所収(桑原直子執筆部分)121頁)。

束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

(5) ミャンマーの法制度は、ミャンマー古来の慣習法のほか、英国法に淵源を有している。即ち、植民地時代の英領インドで形成された「インド法典」が、1886年の第三次英緬戦争の敗戦により英領インドの1州となったビルマにも適用されるようになった。その後、1937年の英領ビルマの成立により、そのままの形で「ビルマ法典」に名称変更された<sup>12</sup>。ビルマ法典は、全13巻から構成され、大きくは、公法系（第1巻～第8巻）と私法系（第9巻～第12巻）に分かれている。第13巻には、少数民族地域に適用される法と総索引が含まれる。また、全13巻を通じて、各章には、第1章から第30章までの通し番号が付けられている<sup>13</sup>。ビルマ法典に含まれる数多くの法律は、現在でも効力を有している。インド法典及びビルマ法典の内容は、原則として、英国の判例法を成文化・法典化したものと位置付けられ、その意味では英国法の影響を強く受けているといえる。しかしながら、ミャンマーでは、社会主義憲法の下での人民裁判所制度の時代に判例法形成は事実上停止し、制定法の文言解釈が重視されるようになった。

#### 4 フランス法（とくにナポレオン法典）の影響・継受

フランス法は、ローマ法並びにフランス全土の慣習法及び封建法を起源とするが、フランス革命時に啓蒙思想の影響を強く受ける等して独自の発展を遂げてきた。とくに、ナポレオンが主導して、民法典、商法典、民事訴訟法典、刑法典、治罪法典の5つからなる「ナポレオン法典」が編纂されたことは画期的であり、近代の諸外国にとっての模範となった。ナポレオン法典は、東アジア・東南アジア諸国の法制度にも大きな影響を与えた。

フランス法の影響を強く受けた東アジア・東南アジアの国としては、例えば、日本及びベトナムが挙げられる。

(1) 明治時代に日本の法典編纂作業が進められた際、フランスのボアソナードが草案の起草を支援した。ボアソナードの支援により起草された旧刑法及び治罪法は、当時、実際に施行された。しかし、ボアソナードの支援により起草された民法典草案（旧民法）は、日本の民情風俗との不整合等を理由として批判され、「民法典論争」が巻き起こり、施行延期となった。その後、内閣総理大臣の下に法典調査会が設置され、パンデクテン体系に基づき、総則、物権、債権、親族、相続の全5編から成る新しい民法典が起草され、施行されるに至った。このような経緯を経て制定された日本の民法典は、主にドイツ民法とフランス民法とが混合したものとなった。日本の民法典は、その制定後、ドイツ民法学の圧倒的影響を受け、ドイツ民法学の法概念・解釈論が多く継受された（学説継受）<sup>14</sup>。第二次世

<sup>12</sup> 金子由芳著『ミャンマーの法と開発 ―変動する社会経済と法整備の課題―』（晃洋書房、2018年）91頁。

<sup>13</sup> 生田美弥子著「ミャンマー法概観とビルマ法典公法（I、II）」（『JCAジャーナル 第61巻1号』（日本商事仲裁協会、2014年）所収）23頁。

<sup>14</sup> 北川善太郎著「日本民法学の歴史と理論」（『ドイツ法の継受と現代日本法』（日本評論社、

界大戦後は、日本の民法学に対し、ドイツだけでなく、フランスや英米の民法学の影響も大きくなっていった。

(2) ベトナムは、1887年、フランス領インドシナ連邦に編入された。第二次世界大戦中は日本軍が進駐したが、戦後は、ベトナム共産党のホー・チ・ミン主席が、北部のハノイで、ベトナム民主共和国の独立を宣言した。南部を支配するフランスとの間で第一次インドシナ戦争が勃発したが、1954年、ディエンビエンフーの戦いで敗北したフランスは、ジュネーブ休戦協定により、ベトナムから撤退した。このような歴史的経緯から、ベトナムの法制度は、フランスの法制度の影響が見られる。その後、ベトナムは、社会主義国家として、旧ソ連の法制度の影響を強く受けてきたが、中国の法制度との類似点も多い。また、近時は、法整備支援等の影響により、日本・米国を含む先進国の法制度の影響も受けている。

## 5 オランダ法の影響・継受

オランダ法は、とくにインドネシアの法制度に大きな影響を及ぼしている。

インドネシアでは、1602年にオランダが東インド会社を設立して以来、短期間の英国による統治をはさんで、1942年に日本が占領するまで、オランダによる植民地支配が長期間続いた。このような歴史的経緯から、インドネシアの法制度に大きな影響を及ぼしてきたのは、約350年間にわたってインドネシアを植民地支配してきたオランダの法制度である。インドネシアでは、民法典、商法典、刑法典等の基本的な法律がオランダ統治下でオランダ語で制定されていたが、インドネシアが1945年にオランダから独立する際、1945年憲法の下で新たな法律が制定されるまでは、オランダ統治下で制定された法律が効力を有するものとされた。現在のインドネシアでも、上記の各法典を含む多くの法令が効力を有している。例えば、現在のインドネシアの民法は、1847年に制定されたオランダ語の民法典（1838年のオランダ民法典に準拠したもの）が基本となっている。また、現在のインドネシアの商法は、オランダ植民地期の1847年に制定されたオランダ語の商法典が基本となっている。

## 6 ドイツ法の影響・継受

ドイツ法の影響を強く受けた東アジア・東南アジアの国・地域としては、例えば、日本、韓国、モンゴルが挙げられる。

(1) 日本法の歴史は律令国家の時代にまで遡ることもできるが、現代日本の法制度の基礎が形作られたのは、明治維新以降である。当時の日本は、欧米列強との不平等条約を改正するため、法典編纂作業を急いで進めた。明治時代に整備された日本の法制度は、ドイツやフランス等の西欧の大陸法諸国の影響を強く受けた。明治期以降、外国人の法学者（いわゆる「お雇い外国人」）を日本に招聘したり、日本の法学者等が西欧諸国に留学したりす

---

2009年) 所収) 4~5頁。

る等して現地の法制度を研究してきた結果、さまざまな法分野においてドイツ法やフランス法等が模範とされてきた。そのため、日本の法制度のかなり多くの部分は、ドイツやフランス等の法制度を参考にして作られているといえる。とくに法律用語については、ドイツ語をそのまま直訳して日本語となっている場合が多い。例えば、日本の刑法は、ドイツ刑法の強い影響を受けて制定されたため、日本の刑法における法律用語・法的概念は、ドイツ語の直訳が多い。また、日本の刑法学は、ドイツ刑法の形而上学的思考方式に倣い、「構成要件」→「違法性」→「有責性」という判断枠組を採用し、「結果無価値」・「行為無価値」等の抽象概念を多く用いるようになった（このことは、とくに「刑法総論」の分野において顕著である）。但し、刑事裁判の判決文には、このような形而上学的な抽象概念はあまり用いられない。

(2) 韓国の民法典は、日本の民法典を基礎としているが、日本の民法典のようにフランス法の影響は大きくはなく、ドイツ法及びスイス法の影響が強い。

(3) モンゴルの民法典は、1994年に制定されたが、その後、2002年に新たな民法典が制定された。2002年民法典は、主にドイツ民法を参考にしつつ、ロシア、日本、カリフォルニア州の民法も比較対象として研究された。また、モンゴルの現行の民事訴訟法は、ドイツ法の強い影響を受けて策定され、2002年に制定されたものである。このように、近年、モンゴルの法制度は、さまざまな外国や国際機関等の支援を受け、急速に整備されてきたが、支援をした外国が法律・法分野ごとに異なる（例えば、ドイツによる民法・民事訴訟法の法整備支援、米国による刑法・刑事訴訟法の法整備支援等）ため、それらの整合性が問題となっている<sup>15</sup>。

## 7 旧ソ連法の影響・継受

旧ソ連の社会主義体制の法制度が東アジア・東南アジアの社会主義国（中国、ベトナム、ラオス、北朝鮮）の法制度に及ぼした影響も小さくない。

例えば、ベトナムは、社会主義国家として、旧ソ連の法制度の影響を強く受けた。ベトナム憲法は、①社会主義、ベトナム共産党による指導、マルクス＝レーニン主義及びホー・チ・ミン思想を謳っていること、②経済、社会、文化、教育、科学、工業及び環境に関する政策的な規定が置かれていること、③土地、水資源、鉱物資源、海域、空域における利権、その他の天然資源及び国が投資・管理する財産は、全人民の所有に属する公財産とされていること等の社会主義的特徴が見られる。

## 8 米国法の影響・継受

米国法も、とくに現代においては、東アジア・東南アジアの国・地域の法制度に大きな影響を及ぼしている。

<sup>15</sup> 舟橋智久著「在モンゴル日本法センターにおける日本法講師体験」83頁。

<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/review/userdata/09-10.pdf>

(1) フィリピンは、1898年に独立戦争が起こり一旦独立を宣言したが、米西戦争の結果、フィリピンは米国の統治下に置かれることとなった。フィリピンの宗主国がスペインから米国に交代した後は、米国法の影響が強くなっている。フィリピンの民事訴訟制度は、米国の民事訴訟制度をベースに形成されている。フィリピンにおける民事訴訟手続は、原則として、召喚状の送付、訴答手続、ディスカバリー、質問書の送付、証言録取書の交換、口頭弁論、判決という流れとなる。フィリピンでの訴訟において使用される言語は、原則として、英語である。陪審制は採用されていないが、米国と同様、法曹一元制が採用されている。フィリピンの弁護士制度は、米国の弁護士制度と類似しており、「バリスター」・「ソリシター」という区別は無い。

(2) 第二次世界大戦後、日本法に対して最も大きな影響を及ぼしたのは、米国法である(とくに、憲法、刑事訴訟法、独占禁止法等)。これは、GHQの占領政策による影響が大きい。現在でも、日本法に対して最も大きな影響を及ぼしているのは、米国法といってよいであろう。その原因は、①事実上、国際社会において米国が占める政治的・経済的・軍事的影響力は大きく、日米関係も緊密であること、②日本の法律実務家、学者、企業の法務担当者等の留学先は、米国が圧倒的に多いこと等にあると思われる。但し、判例法主義を採る米国法と成文法主義を採る日本法とでは、根本的な法制度に大きな違いがあるし、法律用語・法概念も異なることが多い。そのため、米国法が日本法に対して大きな影響を及ぼしているといっても、それは、日本法が成文法主義から判例法主義に変わるとか、米国で用いられる法律用語・法概念に置き換えられるということの意味しない。一般的に、米国法で採用されている法制度のうち、日本でも有益又は実施可能と予想される法制度を研究し、日本流に変容して採用するということが行われている。例えば、日本の合同会社は、米国の州法で認められている LLC (Limited Liability Company) をモデルとして、2005年制定の会社法により新たに設けられたものである。

## 9 日本法の影響・継受

日本の法制度は、とくに台湾及び韓国の法制度に強い影響を及ぼした。日本の法制度で採用された漢字の法律用語の多くは、台湾だけでなく、中国本土においても広く用いられている。

(1) 中国本土で国民党が中華民国政府を樹立した当時、不平等条約の撤廃を目標として、西欧の近代法をモデルとして六法の編纂が開始された。その沿革は、20世紀初頭、清朝末期の法制改革に遡ることができる。当時、ドイツを始めとする数多くの先進諸国の立法例が参考にされたただけでなく、岡田朝太郎、松岡義正ら日本の学者及び実務家が招聘され、各法典の起草作業が開始された。中華民国政府は、この清朝末期の法制改革の成果に基づき、数多くの基本法典を制定した。1945年の日本の敗戦後は、台湾において、国民党政権の統治により、中華民国法が有効に施行されてきた。1949年以前の中国本土においても、中華民国法は施行されていたが、中華人民共和国政府は、中華民国法の無効を宣言した。



現行の台湾法は、中華民国政府が現実に支配している台湾本島及びその付属する諸島で施行されている。

このような歴史的沿革があることから、台湾法は、全般として、ドイツ法の流れを継受したという側面を持ちながら、日本法からの影響も強く受けている<sup>16</sup>。台湾は、憲法を除いて、法制度全体が日本のものと極めて類似していると言っても過言ではない。近年、民法、会社法、証券取引法、刑事訴訟法等の分野をはじめ、いくつかの法改正は、英米法からの影響も受けているが、基本的に、台湾の法制度は、日本の法制度と類似しているといえる。

(2) 韓国法は、日本法、ドイツ法、スイス法、中華民国法、満州国法等の影響を受けて形成された。韓国のほぼ全ての法令用語は、日本語を原語としている<sup>17</sup>が、近時、「分かりやすい法令整備」という目的と、「日本の残滓は排除しなければならない」という排日的な思想とがあいまって、数多くの法令の全面的な改正作業が進められている<sup>18</sup>。

日本が1910年8月29日に公布した「朝鮮に施行すべき法令に関する件」により、朝鮮において法律が必要な事項は、「制令」（朝鮮総督が勅裁を経て発する、内地の法律に代わる命令）により規定することとされた。①民事法については、1912年の「朝鮮民事令」（明治45年制令第7号）により、日本の民法、商法、民事訴訟法等が「依用」（他国の法令を、ほぼそのまま自国に適用すること）された。親族・相続については、日本の民法を適用せず、朝鮮の慣習法が適用されることとされたが、その後の改正により、次第に、日本の民法の親族・相続に関する規定が依用されていった。②刑事法については、1912年の「朝鮮刑事令」（明治45年制令第11号）により、日本の刑法、刑法施行令、刑事訴訟法等が依用された。

1945年の韓国の独立後の米軍軍政期においても、暫くの間、一部の例外を除き、日本の法令が継続的に適用された。1948年に採択された韓国憲法100条において、「現行の法令は、この憲法に抵触しない限り、効力を有する。」と規定され、これにより、日本の法令と米軍軍政の法令の適用が継続した。

その後、韓国の法典編纂委員会は、順次、法案を作成した。1953年には刑法、1958年には民法、1954年には刑事訴訟法、1960年には民事訴訟法、1962年には商法、手形法、小切手法が制定された。その後も、順次、各種の法律が制定されていった。これらの新しい法律も、日本の依用法令を基礎とするものであった。このように新しい法律が制定されていった後においても、韓国の法律と判例には、日本の法律と判例が極めて大きな影響を及

<sup>16</sup> 例えば、台湾の民法は、「家」について1章を設けて規定している。「家」とは、永久に共同生活を営む目的をもって同居する親族団体をいい、家には家長を置く。家務は家長が管理する。家という制度は、台湾の民法親族編の特色の1つであるといえる。

<sup>17</sup> 熊谷明泰著「朝鮮語の近代化と日本語語彙」（『関西大学人権問題研究室紀要 67巻』（関西大学人権問題研究室、2014年）所収）51～64頁、120頁。

<sup>18</sup> 中川敏宏著「韓国の『分かりやすい法令整備』事業」（『コリアの法と社会』（日本評論社、2020年）所収）42～43頁。

ぼしているといえる<sup>19</sup>。

## 10 法整備支援

近年、日本は、「法整備支援」を積極的に行っている<sup>20</sup>。

(1) モンゴルの「調停法」は、JICAの法整備支援(調停制度強化プロジェクト)等も受けながら検討が進められ、2012年5月22日に成立した<sup>21</sup>。現在では、調停による紛争解決が多く利用されている(2016年の1年間で、調停事件の受付件数は約15,300件、処理件数は約12,600件であった<sup>22</sup>)。

(2) ベトナムの現行の民法典は、2015年11月24日に制定され、2017年1月1日に施行されたものである。この2015年民法典は、日本を含む諸外国の民法を参考にしつつ、表見代理制度の導入、訴訟時効の3年への変更等、多くの重要な改正を含むものである。また、ベトナムの2015年「民事訴訟法」の起草にあたっては、旧ソ連の民事訴訟法等が参照されるとともに、日本及び米国による法整備支援が行われてきた。

(3) カンボジアでは、日本による法整備支援等の影響を受けて制定された「民法」及び「民事訴訟法」が、2011年から適用開始されている。カンボジアでは、クメール・ルージュ時代に法律家が大量虐殺されたため、法制度整備の支援のほか、法律家の育成も大きな課題となっていた。カンボジアの法制度整備支援及び法律家の育成には、日本が大きな役割を果たしてきた。もっとも、カンボジアに対し法整備支援を行ったのは、日本だけではない。例えば、旧宗主国フランスのほか、米国、フィンランド、オーストラリア、世界銀行、アジア開発銀行等の国や国際機関も、カンボジアの法整備支援を行った。その結果、世界のさまざまな国・地域の異なる法制度や法概念がカンボジアに導入され、複雑な状況を呈するに至っている<sup>23</sup>。

(4) ラオスでは、日本による法整備支援等の影響を受けて制定された「民法典」が、2020年5月27日から施行されている。

<sup>19</sup> 李範燦・石井文廣編著『大韓民国法概説』(成文堂、2008年)8~9頁。

<sup>20</sup> 法整備支援の詳細については、以下のウェブページを参照されたい。

①法務省法務総合研究所国際協力部

[https://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_lta\\_lta.html](https://www.moj.go.jp/housouken/houso_lta_lta.html)

②国際協力機構(JICA)

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/index.html>

<sup>21</sup> モンゴルで調停制度が確立・普及するまでの経緯や、JICAの法整備支援の実態等については、岡英男著『おまえがガンバレよ ―モンゴル最高裁での法整備支援2045日―』(司法協会、2016年)において具体的に紹介されており、大変興味深い。なお、同書133~155頁にも記載されているが、日本の「民事調停法」がモンゴルに移植・継受されたわけでは全くない。

<sup>22</sup> 岡英男著「モンゴルにおける調停制度」(『JICAジャーナル 64巻9号』(日本商事仲裁協会、2017年)所収)10頁。

<sup>23</sup> 松本恒雄著「カンボジア民法典の制定とその特色」(『ジュリスト No.1406』(有斐閣、2010年)所収)85~86頁。

#### IV 宗教（イスラム教、仏教）の影響の強さ

東南アジアの国の中には、宗教（イスラム教、仏教）の影響が強い国が少なくない。イスラム教の影響の強い国としては、例えば、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイがある。また、仏教の影響の強い国としては、例えば、タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーがある。

##### 1 イスラム教の影響の強い国

(1) インドネシアは世界で最もムスリム人口が多い国であり、国民の約 9 割はイスラム教を信仰している<sup>24</sup>。インドネシアにおいて、イスラム法が最も重要な法分野は、家族法（とくに婚姻法）である。また、宗教裁判所は、婚姻だけでなく、イスラム法に基づく財産行為（相続、遺言、贈与）、寄付行為（寄進、慈善）、経済行為（シャリア金融、シャリアビジネス）をも管轄するようになっている<sup>25</sup>。インドネシアの憲法には、「唯一神への信仰」が明文で規定されている（前文、29条1項）。他方、「無宗教の自由」や「多神教の信仰の自由」は保障されないと解釈されている（但し、仏教や儒教も、公認宗教として認められている）<sup>26</sup>。

(2) マレーシア連邦憲法は、イスラム教に国教としての特別の地位を与えている。他の宗教の信仰も認められている（3条1項、11条1項）が、イスラム教にはさまざまな面で特別の地位が与えられている（3条2項・3項・5項、12条2項）。各州には、イスラム教徒間の訴訟を管轄する「シャリア法廷」が設置されている。

マレーシアでは、従来より、「イスラム金融」が広く行われてきている。イスラム金融とは、イスラム法であるシャリアを遵守する銀行取引、証券取引、保険取引等の金融取引をいう。イスラム金融の特徴としては、①利子の禁止、②契約期間における不確実性の禁止、③投機行為の禁止、④豚肉・酒類等の禁制品の使用・取引の禁止等が挙げられる<sup>27</sup>。マレーシアのイスラム金融に関する法制度としては、1983年イスラム銀行法、1984年タカフル

<sup>24</sup> 本稿におけるインドネシアの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2021年版』（二宮書店、2021年）179～181頁、②『エピソードで読む 世界の国243』（山川出版社、2018年）22頁、③外務省ウェブページ「インドネシア共和国 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/index.html>）等を参照した。

<sup>25</sup> 島田弦編著『インドネシア 一民主化とグローバリゼーションへの挑戦』（旬報社、2020年）所収）36～38頁。

<sup>26</sup> 島田・前掲書41～42頁。

<sup>27</sup> 遠藤聡著「マレーシアにおける国際イスラム金融 ―イスラム銀行法とタカフル法の改正」（『外国の立法 239』（国立国会図書館調査及び立法考査局、2009年）所収）200～201頁。

[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000114\\_po\\_023910.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000114_po_023910.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)

法<sup>28</sup>が存在する。近年、マレーシア政府は、国際イスラム金融ハブとなることを目指している。

マレーシアの一部の州（クランタン州、トレンガヌ州）では、イスラム刑法が公布されている。イスラム刑法の下では、凶悪犯罪、不貞行為、同性愛、酒類販売等を行ったイスラム教徒に対し、懲役刑や鞭打ち刑を科す判決が下される。

なお、家族法に関しては、マレーシア全土で統一的な家族法制度が存在しているわけではなく、①ムスリムを対象とする家族法制度、及び②非ムスリムを対象とする家族法制度の2つが併存している状況にある<sup>29</sup>。

(3) フィリピンは、カトリックが多い国であるが、フィリピン南部の一部の地域では、イスラム法がイスラム教徒に対して適用される。家族法に関しては、フィリピン全土で統一的な家族法制度が存在しているわけではなく、ムスリムを対象とする家族法制度も併存している状況にある。シャリア裁判所は、イスラム教の法典により処罰される犯罪及び家族問題について専属的に管轄する。

(4) ブルネイは、「マレー主義」、「イスラム教」、「王政擁護」の3つを国是としている。ブルネイ国民の約80%がイスラム教を信仰しており、イスラム教は国教となっているが、他の宗教の信仰が禁止されているわけではなく、仏教（約10%）やキリスト教（約3%）を信仰する国民もいる。イスラム教徒に対しては、多くの分野において、イスラム法（シャリア法）が優先的に適用される。ブルネイで首相に任命されるのは、イスラム教を信仰し、シャフェイ派に属するブルネイ・マレー人に限られる。イスラム教に基づく事件の裁判所として、宗教裁判所がある。

ブルネイでは、「刑法典」と「シャリア刑法典」が併存しており、いずれの刑法典で処断するのかは、個別に判断される。シャリア刑法には、「イスラム教徒に対してのみ適用される規定」と、「外国人及び非イスラム教徒に対しても適用される規定」とが含まれている。後者の規定について、ブルネイを訪れる外国人旅行者・出張者やブルネイの外国人駐在員等は、十分に注意しなければならない。シャリア刑法で禁止される行為の例としては、①自宅及びホテル自室を除く場所で、飲酒・喫煙すること、イスラム教徒にアルコール飲料を販売・贈呈等すること、②ラマダン（断食月、日の出から日没まで）中に、自宅及びホテル自室を除く場所で、飲食・喫煙すること、③夫婦・家族でない男女（相手がイスラム教徒の場合）が、閉鎖された空間で一緒に過ごすこと、④不道德な行為をすること（例えば、肌が極端に露出した服装等）、⑤異性の格好をすること、⑥婚前の性行為、婚外の性行為、同性間の性行為（相手がイスラム教徒の場合）、⑦イスラム教から他宗教への改宗、他宗教の教育、⑧イスラム教への冒涇、⑨宗教に関する国王の発言に対し、批判・反対・侮辱を行うこと、⑩イスラム教徒の男性が金曜礼拝に参加しないこと、雇用者が被雇用者を

<sup>28</sup> 「タカフル」とは、イスラム保険を意味する。

<sup>29</sup> モガナ・スタリ・スブラマニ著「続・マレーシア家族法（1）」（『戸籍時報 No.735』（日本加除出版、2016年）所収）19頁。

金曜礼拝に参加させないこと等がある<sup>30</sup>。

シャリア刑法によると、刑罰も非常に厳しいものがある。例えば、窃盗、強盗、婚前・婚外性行為、強姦、同性間性行為、異常性行為（アナル・セックス）、姦通・強姦の不当告訴、飲酒、背教行為を行った者に対しては、身体刑（手足首切断、投石による死刑等。「ハード刑」と呼ばれる）が規定されている。また、殺人、傷害を行った者に対しては、同害報復刑（被害者が被った死・身体損傷と同等の刑罰を加害者に科す刑罰。「キサース刑」と呼ばれる）が規定されている。非イスラム教徒が行った場合であっても、上記のような刑罰を科されるものがある<sup>31</sup>。

## 2 仏教の影響の強い国

(1) タイ憲法の前文には、「仏歴 2560 年」<sup>32</sup>（西暦 2017 年）に当該憲法が公布されたことが規定されている。そして、①国王は仏教徒であり、宗教の擁護者でもあること（7 条）、②国は、仏教と他の宗教を支持し保護すべきであること（67 条 1 項）、③タイ国民の大多数が長期間にわたって信仰している宗教である仏教を支持・保護するにあたり、国は、心の成長と知恵の開発のために、上座部仏教のダルマの原理の教育と普及を促進・支援し、仏教がいかなる形でも損なわれないようにするための措置・仕組みを持つべきであること（67 条 2 項）等が規定されている。

(2) カンボジア憲法によると、仏教が国教とされている（43 条 3 項）。また、国家は、パーリ語<sup>33</sup>の普及及び仏教教育の振興を支援するものと規定されている（68 条 3 項）。

(3) ラオス憲法において、「国家は、仏教徒その他の宗教の信者によるすべての合法的な活動を尊重・保護し、仏教徒・僧・信者その他の宗教の聖職者がラオスとその国民の利益となる活動に参加するよう奨励する」と規定されている（9 条）。

(4) ミャンマー憲法において、「仏教」には、他の宗教に比べ、特別な地位が認められている（361 条）。

## V 東アジア・東南アジアで比較的多くの国・地域にみられる特徴的な制度・運用

### 1 党、軍部又は個人による独裁体制

<sup>30</sup> 「ブルネイの概要」（クレアシンガポール事務所）7 頁。

<http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2020/06/2020Brunei.pdf>

<sup>31</sup> 「シャリア刑法の施行」（在ブルネイ日本国大使館、2019 年）

[https://www.bn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/sharia.html](https://www.bn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/sharia.html)

<sup>32</sup> タイ、カンボジア及びラオスでは、釈迦が入滅した年の翌年（西暦紀元前 543 年）が入滅紀元元年とされる。他方、ミャンマー及びスリランカでは、釈迦が入滅した年（西暦紀元前 544 年）が入滅紀元元年とされる（池田崇志著「タイにおける法的支援のニーズ調査【改訂版】」16 頁）。

<http://www.moj.go.jp/content/001279302.pdf>

<sup>33</sup> パーリ語は、上座部仏教（南伝仏教）の経典及び儀式に用いられる文語である。

東アジア・東南アジアの比較的多くの国・地域において特徴的なこととして、「党、軍部又は個人による独裁体制が採られていること」が挙げられる。そのような国・地域では、選挙による政権交代の可能性は、ほとんど無いに等しい。

### (1) 党による独裁体制

中国憲法の前文には「中国共産党の指導」が繰り返し明記されている。中国共産党は国家機関そのものではないが、中国の国家機関や地方機関には中国共産党のネットワークが張り巡らされており、共産党と国家機関、地方機関が一体化しているので、実質的には、中国共産党が国家機関や地方機関を支配しているといっても過言ではない。中国共産党の組織のうち最も重要な組織は全国代表大会と中央委員会であり、中国共産党の最高ポストは中央委員会総書記である。中国共産党は中央政府、地方政府と一体化しており、各級の政府機関に共産党の指導部が配置されている。このような状況のことを、中国では、「党政不分」という。行政機関のみならず、人民法院、国有企業、各種の団体等には、共産党の指導部が置かれている。そして、政府機関のトップよりも、同級の共産党指導部のトップの方が実質的には地位が高くなっている。例えば、市長よりも、市の共産党書記の方が偉い、というわけである。そして、中央レベルにおいても、中国共産党の総書記は、国家主席や國務院総理より地位が高い。このように、中国共産党が常に国家機関の中で優越的な地位を占めていることから、中国のすべての機関を指導する共産党と、最高の国家権力機関である全人代（憲法 57 条）との関係が問題となる。この点については、憲法は、共産党の指導的地位を規定する（憲法前文）一方、すべての政党が憲法と法律の範囲内で活動しなければならず、憲法と法律を超える特権を持つことはできないとも規定している（憲法 5 条 4 項・5 項）ので、共産党も政党として、当然憲法と法律に拘束されると考えられる。しかし、そもそも、全人代自体が党に支配されている以上、実際には全人代の見解イコール共産党の見解となっている。結局のところ、共産党は、全人代に監督されているのではなく、自分で自分を監督している、ということになる。

他の国の憲法においても、以下のとおり、党による独裁体制が明文で規定されていることが多い。

①ベトナム憲法は、社会主義、ベトナム共産党による指導、マルクス＝レーニン主義及びホー・チ・ミン思想を規定している。

②ラオス憲法は、ラオス人民革命党<sup>34</sup>の指導による人民民主主義を標榜する社会主義型憲法である。人民革命党の一党独裁体制が敷かれており、党幹部が国家機関の幹部を兼任している。例えば、国家主席には、人民革命党の書記長が就いており、また、首相をはじめとする内閣の構成員には、人民革命党の政治局員が就いている。ラオスでは、人民革命党の一党独裁体制の下、1986 年から「チンタナカーン・マイ（新思考）政策」と呼ばれる経済改革が行われ、以後、改革開放路線を基調とする社会主義市場経済政策が採られてい

<sup>34</sup> ラオス人民革命党は、もともと、1950 年代のインドシナ共産党ラオス部会に淵源を有する。

る<sup>35</sup>。

③北朝鮮は、1972年に、主体（チュチェ）思想<sup>36</sup>を国家の指導方針に位置付けた憲法を採択した。北朝鮮の現在の法体系において、頂点に位置するのは、「党の唯一領導體系確立の10大原則」（以下「10大原則」という）である。2013年に制定された10大原則は、1974年に制定された「党の唯一思想体系確立の10大原則」が、金正恩時代に合わせて改訂されたものである<sup>37</sup>。北朝鮮国民は、10大原則を一字一句間違えずに暗記・暗唱しなければならない。この10大原則の下に、憲法と朝鮮労働党規約が位置付けられる。

## （2）軍部による独裁体制

東南アジアのいくつかの国では、軍政における弾圧と相次ぐ政変（クーデター、内戦、革命等）の結果、軍部による独裁体制又はそれに近い体制が採られている。軍政における弾圧と相次ぐ政変は、憲法改正や新憲法制定の契機となる等、法制度にも大きな影響を与えた。

①タイでは、これまで、政変やクーデターが相次いで発生し、いくつもの憲法が制定されてきた。タイでは、クーデターが発生すると、①その当時の憲法が停止・廃止され、②とりあえず暫定憲法が制定され、③新政権の下で新しい正式な憲法が制定される、ということが繰り返し行われてきた。近年は、タクシン派（民衆の多数の支持を獲得し、選挙に強い）と反タクシン派（軍部・官僚等を含む王党派）との対立という図式で、激しい政治的攻防が繰り返されてきた。現行のタイ憲法は、2014年のクーデターにより政権を握った反タクシン派が中心となって、2017年に制定されたものである。タイの国王は、国家元首であり、軍の最高司令官でもあり、首相任命権等の権限を有する。タイの国王<sup>38</sup>は、従来、象徴的な存在であったが、政治的混乱が発生した際には国王の仲裁・介入により解決されてきた。このように、タイの国王の影響力は極めて大きなものであったところ、2017年憲法は、国王の権限をさらに大幅に強化した。

②ミャンマーでは、2021年2月1日、国軍によるクーデターが発生し、アウンサンスーチー国家顧問らが拘束された。その後、国軍は、国の最高意思決定機関として「国家統治評議会」を設置するとともに、クーデターに反対するデモ隊や民主派に対する取締りを強化している。このような国軍の動きに対し、拘束されていないNLDの連邦議会議員らは、「市民不服従運動」を広く呼び掛けるとともに、「連邦議会代表委員会」（CRPH）という独

<sup>35</sup> 『エピソードで読む 世界の国243』（山川出版社、2018年）61頁。

<sup>36</sup> 主体（チュチェ）思想とは、「人間中心の世界観であり、人民大衆の自主性を実現するための革命思想」であるが、人間が主体的に生活するためには、賢明な指導者が必要であるとされ、個人崇拜を正当化する思想的基盤になっているといわれている（西修著『現代世界の憲法動向』（成文堂、2011年）244頁）。

<sup>37</sup> 10大原則の内容等については、朴斗鎮著「北朝鮮労働党の『唯一領導體系確立の10大原則』について」を参照されたい。

<http://www.koreaii.com/siryositu/mrpark/2013/p20130917.html>

<sup>38</sup> 2016年10月13日、タイ国民の間で人気が高かったプミポン国王（ラーマ9世）が崩御した。そして、2016年12月1日、ワチラーロンコーン国王（ラーマ10世）が即位した。

自組織を立ち上げた。CRPHは、2021年3月31日、2008年憲法の廃止を宣言するとともに、「連邦民主憲章」(Federal Democracy Charter)を制定したと主張している。また、同年4月16日に発足した国民統一政府(NUG)も、2008年憲法を廃止し、連邦民主憲章を暫定憲法とすると主張している。しかし、最近では、国軍による支配及び国内情勢が安定化に向かっているように思われる。ミャンマーの2008年憲法の大きな特徴の一つは、国軍が国政において強大かつ広範な権限を有していることである。例えば、①国軍は、国家の国民政治における指導的役割に参画すること、②人民院及び民族院の議員の25%は、国軍最高司令官の指名する軍人議員とされること、③「国防治安評議会」(11名中6名は国軍関係者が占める)が多くの重要な権限を有すること、④憲法を改正するには、連邦議会の議員総数の75%を超える賛成を得ることが必要条件とされているため、国軍最高司令官の指名する軍人議員の賛成無しには、憲法改正はできないこと、⑤国家緊急事態において、大統領は、国軍最高司令官への権限移譲を行うことができること等が規定されている<sup>39</sup>。このように、2008年憲法には、もともと、国軍の協力無しに民主派だけで国政の改革を押し進めることはできないようにするためのメカニズムが組み込まれていたといえる<sup>40</sup>。

### (3) 個人による独裁体制

ブルネイは、王政擁護を国是としており、世襲の国王が国家の全権を掌握している。ブルネイ憲法は、国王に強大な権限を認めていること、司法権や人権保障に関する規定はほとんど存しないこと等の特徴がある。ブルネイでは、1984年の完全な独立の際、「マレー・イスラム君主制」が国是として布告され、立法評議会に関する憲法の規定は停止された。国王は、スルタンの称号を有し、国家元首とされる。国王の権限は極めて強く、専制君主制に分類される。国王は、非常事態宣言下において、公益のために必要と考える命令を自由に制定することができる。1962年のブルネイ人民党による反乱を鎮圧するために非常事態宣言が発令された後も、2年ごとに非常事態宣言が更新され、現在に至っている。宗教会議(宗教問題に関する諮問機関)、枢密院(憲法改正等に関する諮問機関)、継承会議(王位継承に関する諮問機関)は、それぞれ、国王に対し、助言を行うという役割を担っている。

<sup>39</sup> 2021年2月のクーデターでは、この国家緊急事態宣言が行われ、全権がミンアウンフライン国軍総司令官に移譲された。

<sup>40</sup> ミャンマーが真の民主制国家となるためには、2008年憲法の改正が必須であったが、そのためには、国軍の協力が必要不可欠であった。しかし、国軍の協力は得られず、2021年2月1日のクーデター発生に至った。国軍が態度を硬化させていった背景には、「国軍が国家の統治において力を維持するため、憲法にも仕掛けを施したのに、NLD政権がその穴を突いたり、憲法自体の改正を図ったりして、権力基盤を削ごうとしているとの印象を国軍に与えた」ことがあったといわれている(北川成史著『ミャンマー政変——クーデターの深層を探る』(筑摩書房、2021年)所収)75頁)。また、65歳の定年を迎えるミンアウンフライン国軍総司令官が、ロヒンギヤに対するジェノサイドを理由に国際刑事裁判所(ICC)で訴追され有罪とされた場合、軍事政権であれば身柄引渡しを拒否するであろうが、NLD政権は拒否しない可能性があることから、自ら大統領に就任することを狙っていたのではないかとみられている(北川・前掲書87~91頁)。



## 2 人権保障の程度の低さ

東アジア・東南アジアの比較的多くの国・地域において特徴的なこととして、「人権保障の程度が低い」ということが挙げられる。即ち、多くの国・地域において、公共の福祉・利益による人権に対する制限（「法律の留保」）が認められている。また、とくに、表現の自由、報道の自由、政治活動の自由等の保障の程度が極めて低いことが多い。しかし、表現の自由、報道の自由、政治活動の自由等が保障されていない国・地域であっても、経済活動がある程度活発に行われている限り、国民の不満が爆発することはあまりないといえる。

（1）中国の憲法は、「公民の基本的権利および義務」（第 2 章）において、さまざまな権利・義務について規定している。但し、その中には「義務」についての規定が少なからず含まれており（52 条の国家統一・民族団結義務、53 条の公共秩序維持義務、54 条の祖国擁護義務、55 条の祖国防衛及び兵役義務）、「権利」に関する規定はそれほど多くはない。また、「権利」に関する規定の中にも、①公安機関・検察機関が一定の手続を経れば、通信の自由及び通信の秘密を制限することが可能とされていたり（40 条）、②「正常な」宗教活動を保護するというように留保文言が付されていたりする（36 条 3 項）等の問題が含まれている。さらには、「公民が自由及び権利を行使するときには、国家、社会及び集団の利益並びに他の公民の適法な自由及び権利を損なってはならない。」（51 条）というように、公民個人の権利を制限する一般的根拠規定が置かれている。しかし、そもそも、中国共産党による支配の下、三権分立による国家機関相互の抑制均衡ということが想定されておらず、裁判官が弱い立場に置かれている中国では、憲法の人権規定の文言がどのようなものであるかにかかわらず、人権保障は弱いものにならざるを得ない。

中国の刑法の大きな特色の一つとして、死刑が規定されている犯罪が非常に多いという点が挙げられる<sup>41</sup>。2011 年の刑法改正でかなり削減された（密輸罪、窃盗罪、手形詐欺罪等）ものの、現行の刑法でも、殺人罪、放火罪、賄賂罪、傷害罪、強姦罪、強盗罪、業務上横領罪、人身売買罪、性犯罪等において、死刑が規定されている。なお、中国では、死刑の執行猶予制度が認められている。

中国の「刑事訴訟法」は、最近の改正により、次第に人権保障への配慮もなされるようになった（例えば、2012 年改正により、「違法収集証拠排除法則」に関する規定（56 条）が追加された）。しかし、依然として、秩序維持・処罰確保の要請に傾いた規定も多い。例えば、「被疑者は、捜査官の質問に対して、ありのままに答えなければならない。」（120 条 1 項）という規定が特徴的である。

また、中国では、全国人民代表大会（全人代）は、省、自治区、直轄市、特別行政区、および軍隊によって選出された代表により構成されるが、この選出は間接選挙により行われる。全人代と全人代常務委員会の毎期の任期は 5 年である（憲法 60 条 1 項、66 条 1 項）。

<sup>41</sup> 実際の死刑執行件数も非常に多く、毎年死刑執行件数は数千件にのぼるといわれている。死刑執行の方法は、「銃殺又は注射等」とされている（刑事訴訟法 263 条 2 項）。

しかし、上記は、あくまで建前である。実際上は、全人代は、立法機関として民意が立法政策に反映されにくいシステムである。その原因は、①間接選挙であることのほか、②選挙段階の候補者および当選者の事前の実質的な内定が慣行的に行われ、審議や投票そのものが形骸化しているからである。

(2) 香港では、「香港特別行政区国家安全維持法」(以下「香港国家安全維持法」という)により、人権保障に懸念が広がっている。全66条からなる「香港国家安全維持法」は、2020年6月30日、中国の全国人民代表大会常務委員会により採択・公布・施行された<sup>42</sup>。香港国家安全維持法により、香港には、香港政府・社会全体を管理する「国家安全維持委員会」が設置された。香港の国家安全に関する責務を担う同委員会は、香港政府の監督・問責を受けず、中国中央政府の監督・問責のみを受ける(12条)ほか、中国中央政府からの顧問を受け入れる(15条)。また、中国中央政府が香港に設置した「国家安全維持公署」は、「国家安全維持委員会」と協調して香港の国家安全を維持する責務を担う。中国中央政府が許可した場合、「国家安全維持公署」のみが特定の事件を管轄する(48条、53条、55条)。

返還後、香港市民は、香港においては、中国中央政府の政策について反対意見を表明したり香港政府を批判したりする自由があった。しかし、香港国家安全維持法により、香港で中国中央政府の政策に反対する言論・行動は、犯罪として取締りの対象となる可能性がある(22条1号・2号)。香港政府への批判は、香港政府への憎悪を喚起したものと処罰される可能性がある(29条5号)。国家の安全に関わる事件の審理は、行政長官の指名した裁判官が担当する(44条)。国家分裂(20条~21条)、政権転覆(22条~23条)、テロ活動(24条~28条)、外国勢力との結託(29条~30条)は、いずれも犯罪行為とされ、最高刑は無期懲役である。

(3) マカオでは、2009年に、「国家安全維持法」<sup>43</sup>(以下「マカオ国家安全維持法」という)が採択された(2009年2月25日採択、同月26日公布、同月27日施行)<sup>44</sup>。マカオ国家安全維持法は、マカオ基本法23条に基づき、マカオにおける国家安全維持に関し、マカオの立法会により制定されたものである。具体的には、国家反逆(1条)、国家分裂(2条)、中国中央政府転覆(3条)、反乱扇動(4条)、国家機密窃取(5条)、外国の政治組織・団体による行為(6条)、外国の政治組織・団体との連携による行為(7条)等を禁止している。

(4) シンガポール憲法は、国民主権に関する規定が存在しない。シンガポール憲法の「第4章 基本的自由」等には、人権カタログが規定されているが、日本国憲法に規定されている基本的人権と比べると、シンガポール憲法に規定されている人権の数は少なく(例えば、財産権や社会権の保障に関する規定は存在しない)、保障の程度も弱いといえる。その他、

<sup>42</sup> ちなみに、中国には、すでに「国家安全法」(2015年7月1日施行)がある。

<sup>43</sup> 本法の中国語版は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://bo.io.gov.mo/bo/i/2009/09/lei02\\_cn.asp](https://bo.io.gov.mo/bo/i/2009/09/lei02_cn.asp)

<sup>44</sup> ちなみに、中国にも、「国家安全法」(2015年7月1日施行)がある。

シンガポール憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、①言論・表現の自由、集会の自由、結社の自由について、必要かつ適切な制限等が課されることが規定されていること（14条）、②政府の転覆を防止するための法令により、人権規定は停止されることがあること（149条）、③大統領が非常事態宣言を発した場合、人権規定は停止されることがあること（150条）、④治安維持のための予防拘禁が可能とされていること（151条）等がある。

シンガポールの刑事法制度は、かなり厳格なものといえる。英国植民地時代に、反英分子を取り締まるために制定された「治安維持法」は、治安当局に、令状が無くても被疑者を無期限に拘束する権限を与えるものであった。治安維持法は、シンガポールの独立後も存続し、政府の政策に反対する者等に対し適用されてきたが、現在も存続している。また、その他の治安維持に関連する法令も、制定・施行されている。また、シンガポールでは、死刑及び鞭打ち刑が、現在でも存置されている。故意殺人、麻薬所持、又は拳銃使用強盗の場合、原則として、死刑が言い渡される。鞭打ち刑は、女性及び50歳以上の男性に科すことはできない。回数は、24回以内とされている（但し、16歳未満の少年の場合は10回以内）<sup>45</sup>。さらに、シンガポールの刑事訴訟では、先進国が採用している諸原則が採用されていないことがある。例えば、シンガポールでは、違法収集証拠は、原則として排除されず、証拠として認められる（裁判所が、その裁量により、違法収集証拠を採用しないことがあり得るとどまる）<sup>46</sup>。

シンガポールでは、治安維持のためにさまざまな方法が実施されている。例えば、日本と同じような交番（Neighbourhood Police Post, NPP）が、団地の1階のような便利な場所に設置されている。地下鉄の駅や車両の中といった様々な場所に多数の監視カメラが設置されており、顔認証システムが導入されているため、国内にいる人物の行動の把握が容易となっている。警察は、ビデオカメラ及びサーモグラフィーを搭載したドローンを、空中からの捜索に利用している。また、「I-WITNESS」というオンラインによる犯罪関連情報提供制度があり、治安維持に貢献している<sup>47</sup>。

（5）ベトナム憲法では、「言論の自由、報道の自由、情報へのアクセス、集会・結社・デモの権利」の実現は「法令が規定するところによる」と規定されている（25条）のみであり、憲法上十分に保障されているとはいえない。

（6）タイ憲法によると、①タイ人民の権利・自由は、国家の安全、公共の秩序又は善良な道徳を害さない範囲で、且つ他者の権利・自由を侵害しない範囲で、また、憲法又は法律で禁止・制限されていない限り、保証される（25条1項）のみである。②表現の自由、言論の自由、報道の自由等は、国家の安全の維持、他者の権利・自由の保護、公共の秩序又は善良な道徳の保護、又は公衆衛生といった目的のためには、制限され得る（34条1項）。

<sup>45</sup> <https://gentosha-go.com/articles/-/22731>

<sup>46</sup> 『シンガポールの司法制度の概要』（在シンガポール日本国大使館、2013年）63頁。

<sup>47</sup> <https://gentosha-go.com/articles/-/22731>

③学問の自由は、タイ人民の義務又は善良な道徳に反してはならない（34条2項）。④結社の自由は、公共の秩序又は善良な道徳の保護、障壁や独占の防止といった目的のためには、制限される（42条）。⑤国王を国家元首とする民主主義体制の破壊をしてはならない（49条）。国王を国家元首とする民主主義体制を擁護すべきことは、タイ人民の義務である（50条1号）。

また、タイ刑法典には、不敬罪（112条）が規定されている。国王、王妃、王位継承者又は摂政に対して中傷、侮辱し又は敵意をあらわにした者は、3年以上15年以下の禁固に処されるものとされている。最高刑は禁固15年であるが、複数の不敬罪が成立した場合、それ以上の長期にわたる禁固刑が科されることがある。実際にも、政治的混乱に伴い、不敬罪がしばしば適用されてきた<sup>48</sup>。過去2年ほどは不敬罪の適用が差し控えられていたが、2020年から再び不敬罪が積極的に適用されるようになっている。

（7）マレーシア連邦憲法によると、①言論・表現の自由、集会の自由、結社の自由について、国会により必要かつ適切な制限が課され得る（10条2項）。②国会は、地域の治安や公共の秩序を守るため、市民権、国語、ブミプトラ（マレー系と先住民族）、統治者に関する「敏感問題」について疑問を呈することを禁止する法律を制定することができる（10条4項）。③社会権の保障に関する規定は存在しない。④破壊活動、組織暴力及び公衆に有害な行動と犯罪に対処するための法律により、人権規定は停止されることがある（149条）。⑤治安維持のための予防拘禁が可能とされている（151条）。

（8）ブルネイ憲法には、信教の自由を除き、人権保障に関する規定が存しない。また、ブルネイは、ほとんどの人権条約にも加盟しておらず、人権保障に関する法律もほとんど制定されていない。

（9）ラオス憲法によると、国家的利益やラオスの伝統・尊厳を破壊する原因となる文化活動又は報道機関の利用は禁止されている（23条）。信教の自由、言論・集会・デモ等の自由、科学研究及び創作活動の自由は、「法律に抵触しない限り」においてのみ保障される（43条、44条、45条）。

ラオス刑法に定める犯罪のリストの特色として、「国家の安全に対する罪」の種類が多く、構成要件も広いことが挙げられる（110条～139条）。例えば、117条は、「国家権力を弱体化させる目的で、言葉、書面、印刷物、新聞、映画、ビデオ、写真、文書、電子媒体又はラオス人民民主共和国に反逆する内容を持ったその他の媒体により、ラオス人民民主共和国に対する中傷、党の指針及び政府の方針を歪めて、騒動を引き起こす虚偽の噂を流して、宣伝活動を行なう者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から2,000万キープの罰金を科す」ものとしている。また、118条は、「国民の結束を弱体化させる目的で、民族、社会階層、宗教との間を分裂させる又は敵意をもたらす者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から2,000万キープの罰金を科す」ものとしている。124条は、「社会不安を引き起こす目的で、抗議の行進、デモ、その他の方法で社会に損害をもたらす集会を運営

<sup>48</sup> 西澤希久男著「タイ法」（『世界の法律情報』（2016年、文眞堂）所収）57頁。

し又は参加する者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から5,000万キープの罰金を科す。その犯罪の予備、未遂も処罰の対象とする。」と規定している。

(10) ミャンマー憲法によると、①表現の自由、集会・結社の自由、信教の自由の保障につき、「連邦の治安、法と秩序の維持、地域社会の平和及び安寧、又は公の秩序及び道徳のために制定された法律に違反しない限り」という留保が付されている(354条)。②「和の達成及び治安の維持に責任を負う国軍の軍人及び軍隊の構成員によりその任務が十分に遂行され、規律が維持されるため」、憲法第8章で付与される権利は、法律の制定を通して、制限され又は取り消される(382条)。③市民の義務として、連邦の分裂を阻止する義務、国民の結束の崩壊を阻止する義務、主権を保全する義務(383条)、ミャンマー連邦共和国の独立・主権及び領土の保全を防御する義務(385条)、兵役の義務(386条)、諸民族の間の統一を強化して公共の平和及び安定を保障する義務(387条)等、多数のものが列挙されている。

2021年2月1日のクーデター後、国軍は、国の最高意思決定機関として「国家統治評議会」を設置した。国家統治評議会は、同年2月14日、反クーデターのデモ隊や民主派を取り締まるため、刑法及び刑事訴訟法を改正し、即日施行した。改正後の刑法によると、「声明・噂・情報を作成・表明・流布するにあたり、国軍構成員・政府職員に政府・国軍に対する嫌悪・不服従・不忠実が生じるよう、その者たちの忠誠・意欲・規律・健康・訓練・任務遂行に対して、減殺・打撃・阻止・妨害・損傷させようという意図を有する者」は、2年以下の拘禁刑又は罰金刑に処せられる。また、「一部の市民・公衆に恐怖を惹き起こす者または惹き起こそうとする者」、「虚偽のニュースを真実でないことを知りまたは確信しながら流布する者または流布しようとする者」、「政府職員、政府職員の特定の集団または政府職員個人に対し、犯罪を実行するようまたは扇動するよう、直接的・間接的に行なう者またはそのようにしようとする者」は、3年以下の拘禁刑及び／又は罰金に処せられる<sup>49</sup>。

(11) 北朝鮮憲法によると、①公民は、「人民の政治的・思想的統一と団結を断固として守らなければならない」こと、及び「組織と集団を重んじ、社会と人民のために献身的に働く気風を高く発揮しなければならない」ことが規定されている(81条)。②「国家の法律と社会主義的生活規範を守り、朝鮮民主主義人民共和国の公民としての榮譽と尊厳を固守しなければならない」ことが規定されている(82条)。③公民の義務として、「つねに革命的警戒心を高め、国家の安全のために献身的にたたかわなければならない」義務(85条)、及び祖国防衛義務・兵役義務(86条)が規定されている(86条)。④北朝鮮憲法においては、刑事被疑者・被告人の人権保障についての規定が無い。⑤表現の自由は、憲法よりも上位にある10大原則や、憲法の規定に反しない範囲でのみ認められるにすぎない。10大原則や、憲法の規定に違反するか否かの判断は極めて恣意的に行われ、違反すると判断された者は、

<sup>49</sup> 「<独自 ミャンマー>国軍による不当な拘束の実態」(アジアプレス、2021年)  
<https://news.yahoo.co.jp/articles/af152e62ab5425e05715df75d6873a0da323c754>  
<https://news.yahoo.co.jp/articles/347aaf7578eaccf0fa0c42a451e0760471f960e2>

政治犯収容所、強制労働所等に送られるおそれがある<sup>50</sup>。

### 3 市民生活に深く浸透している慣習法

とくに東南アジアでは、慣習法が市民生活に深く浸透している国が多い。例えば、インドネシア、フィリピン、東ティモール等である。

インドネシアにおける慣習法（アダット法）は、伝統的共同体の土地及び森林に対する権利（「ウラヤット権」）として主張されることが多い<sup>51</sup>。

フィリピンでは「バランガイ」という住民の自治組織があり、一定の軽微な民事紛争等について、処理権限が付与されている。実際には、まず、地方の有力者であるバランガイ長が話し合いによる紛争解決を図り、解決できなかった事件はバランガイ調停委員会の処理に任される。調停が不成立となった場合、裁判所に提訴することができる。

東ティモールでは、裁判所による訴訟・調停とは別に、慣習法に基づく村落司法も、しばしば行われている<sup>52</sup>。

### 4 国防・安全保障

(1) 東アジア・東南アジアの多くの国では、国防に関する規定（軍隊の組織、祖国を防衛する義務、兵役の義務等）が憲法に規定されている。例えば、「祖国防衛義務」又は「兵役の義務」については、中国、台湾、韓国、カンボジア、ラオス、ミャンマー、北朝鮮、東ティモール等の憲法で規定されている。

モンゴル憲法では、国民の義務として、母国の防衛の義務、及び兵役の義務が、明文で規定されている（17条1項d号）。兵役の義務について付言すると、自衛軍を有するモンゴルでは、徴兵制が採られており、満18歳から25歳の男子は、原則として、1年間の兵役につかなければならない。但し、代替金を納付した場合、外国留学等で26歳となった場合、幼い子供を有する場合には、兵役が免除される。

フィリピン憲法には、国の安全保障政策に関する規定が多く含まれている（例えば、国策の手段としての戦争の放棄、軍隊の文民支配、国民の国防の責任、核兵器からの自由、基地問題、防衛目的での公用収用、国軍の構成・管理、兵役の義務等）。

(2) 日本国憲法の特色として、9条が挙げられることが多い。日本国憲法9条は、戦争の放棄、戦力の不保持と交戦権の否認を規定する2つの項を置くのみである。周知のとおり、日本国憲法9条の解釈には争いがあり、全ての戦力の不保持を規定したとする説、自衛のための戦力の保持は禁止されていないとする説、「戦力」に至らない程度の実力を保持する

<sup>50</sup> 大韓弁護士協会『2012北朝鮮人権白書』（東京弁護士会翻訳、2014年）11～14頁、25～26頁。

<sup>51</sup> 島田弦著「インドネシアについての概観」（島田弦編著『インドネシア 一民主化とグローバル化への挑戦』（旬報社、2020年）所収）34～36頁。

<sup>52</sup> 村落司法の詳細については、宮澤哲・宮澤尚里著『東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用』を参照されたい。

ことは禁止されていないとする説等がある。最近では、9条改正に向けた動きがあり、9条に「自衛隊」を明記する案等が検討されている。ここでは、上記の議論の詳細には立ち入らないが、「世界の法制度〔欧州編〕第53回 総括（1）」<sup>53</sup>及び「世界の法制度〔米州編〕第34回 総括（1）」<sup>54</sup>で記載したとおり、世界のほとんどの国では、自衛のための軍隊の保持、又は集団安全保障・外国軍の駐留を認めている。それに比べて、日本国憲法9条に関する日本での従来の議論は、世界の常識からかけ離れているように思われる。

## 5 国家緊急事態

(1) 東アジア・東南アジアの多くの国では、国家緊急事態（「非常事態」ともいう）に関する規定が憲法に規定されている。例えば、中国、台湾、韓国、モンゴル、シンガポール、ベトナム、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、ミャンマー、北朝鮮、東ティモール等である。

(2) 日本国憲法は、国家緊急事態に関する規定を欠いている。他の多くの外国の憲法が国家緊急事態に関する規定を置いているのとは、対照的である。近時、新型コロナウイルスの感染拡大への対応に際し、他の多くの外国では、国家緊急事態における人権制限として、「ロックダウン」を実施し、外出禁止を法的義務とし、違反者を処罰している。他方、日本では、国家緊急事態における人権制限を、法的強制力をもって行うことができず、「外出自粛の要請」というあいまいな対応しかできていない。日本国民にとって不幸なことというほかない。

## VI 東アジア・東南アジアの一部の国が直面している問題

### 1 汚職問題

東アジア・東南アジアの多くの国が直面している問題として、汚職問題がある。汚職は、国民の不満を招き、政府に対する批判や暴動に繋がりがねないため、各国とも、汚職対策には相当に力を入れているが、依然として汚職が蔓延している国が多い。

(1) 中国では、2018年3月、憲法の改正および監察法の制定により、監察体制が確立され、新しい機関として、中央レベル及び地方レベルに、「監察委員会」が設立された。監察委員会とは、公権力を行使するあらゆる公職者に対して監察を実施し、職務上の違法および職務犯罪を調査し、清廉な政治および反腐敗のために職権を行使する専門機関である。

監察委員会は、同じレベルの人民政府、人民法院および人民検察院との間では並列関係にある。監察委員会は、「法律の規定に従い監察権を独立して行使し、行政機関、社会团体および個人の干渉を受けない」、また、「職務上の違法および職務犯罪事件を処理する際、裁判機関、検察機関、法執行部門と相互に協力し、相互に制約しあわなければならない。」

<sup>53</sup> 『国際商事法務 Vol.45, No.2』 267～269 頁。

<sup>54</sup> 『国際商事法務 Vol.48, No.2』 277～278 頁。

とされている（監察法 4 条 1 項・2 項）。監察委員会は、業務上必要である場合、公安、税務および税関等の行政機関に対して協力を求めることが可能であり、当該行政機関はこれに協力する義務がある（監察法 4 条 3 項）。

（2）香港の「賄賂防止条例」（Prevention of Bribery Ordinance）は、賄賂に関する最も基本的な法律である。賄賂防止条例は、公務員の贈収賄のみならず、民間企業の役職員に対する賄賂・リベートの供与をも、処罰の対象としている。

（3）近時、ベトナムでは、贈収賄・汚職事件が増加している<sup>55</sup>。2018 年 1 月 1 日施行の改正刑法により、民間企業の従業員への贈賄行為についても贈賄罪とされる可能性がある。ベトナム刑法によると、賄賂は、原則として、200 万ドン以上の価値があることが必要である。賄賂の価値・金額によって、異なる法定刑が適用される。

（4）タイでは、従前から、贈収賄・汚職事件が蔓延している。2014 年のクーデターにより発足したプラユット政権の下では、反汚職法の改正等により、汚職対策が強化されている。タイの汚職対策にかかる主な法律は、刑法及び反汚職法である。反汚職法の 2015 年改正により、外国公務員や国際機関職員に対する贈賄も、一定の要件の下で、贈賄罪が成立することとなった。

（5）インドネシアでは、オランダ植民地時代から、スカルノ時代、スハルト時代を通じ、現在に至るまで、贈収賄・汚職事件が社会全体に蔓延している。政治家や行政機関職員だけでなく、裁判官・検察官・警察官・刑務官等の司法機関職員の汚職事件も数多い<sup>56</sup>。インドネシアにおける汚職行為に関連する法律としては、1999 年「汚職撲滅法」及び 1980 年「贈収賄禁止法」がある。また、2002 年には「汚職撲滅委員会法」が公布され、「汚職撲滅委員会」（KPK）という独立性が担保された大統領直属の機関が設置された。近年、汚職撲滅委員会は、汚職事件の捜査・摘発・起訴を積極的に行うようになり、汚職摘発件数も増加傾向にあった。しかし、汚職撲滅委員会の摘発の手が裁判官・検察官・警察官・刑務官等の司法機関職員に及ぶようになると、これらの者による不満が大きくなり、とくに検察・警察の内部では、汚職撲滅委員会の権限を小さくしようとする動きが出てきた。その結果、2019 年 10 月、汚職撲滅委員会法の改正が行われ、汚職撲滅委員会は政府機関に変更され、独立性は大きく減殺された。この法改正に対しては、汚職撲滅委員会を弱体化させるものだとの批判が強くなされている。インドネシアが「汚職大国」から抜け出すには、まだまだ長い時間がかかりそうである。

（6）マレーシアでは、「2009 年マレーシア汚職防止委員会法」が制定され、「マレーシア

<sup>55</sup> 例えば、2014 年には、日本企業が、政府開発援助（ODA）の事業をめぐって贈賄を行ったことを理由として、ベトナムではベトナム鉄道公社の幹部が職権濫用罪で有罪とされ、日本では当該日本企業の幹部が日本の不正競争防止法違反で起訴された事件が発生した。

<sup>56</sup> インドネシアでは、例えば、訴訟当事者が判決を自分に有利に導くために裁判官を買収することが常態化しており、時には、裁判官から金銭取引を持ち掛けることさえあるといわれている。川村晃一著「汚職取締りと司法改革」（島田弦編著『インドネシア 一民主化とグローバリゼーションへの挑戦』（旬報社、2020 年）所収）406 頁。



汚職防止委員会」(Malaysian Anti-Corruption Commission, MACC) という専門的な取締り機関を設置し、捜査及び摘発等の強力な権限を付与すること等により、汚職の取締りが進めるものとされた(同法は、2018年に改正され、法人処罰に関する規定が新設された)。マレーシア汚職防止委員会は、通信の傍受や財産の没収を行う権限を有する。汚職を行った者は、20年以下の懲役、及び贈収賄の金額の5倍又は1万リンギットのいずれか高い方の罰金が課される。マレーシアにおける贈収賄は、公務員であるか民間人であるかを問わず、成立する。即ち、民間企業の従業員に対するリベート等の利益の供与も、贈賄行為として、処罰の対象となり得ることに、注意が必要である。

(7) フィリピン政府当局は、贈収賄・汚職への対策を強化しており、2017年には、「大統領汚職防止委員会」(Presidential Anti-Corruption Commission, PACC)<sup>57</sup> という専門的な取締り機関を設置して、一定の役職以上の政府機関の役職員等に対する調査等の強力な権限を付与すること等により、汚職の取締りを進めることとした。フィリピンにおける贈収賄・汚職の取締りに関する基本的な法律は、刑法及び汚職防止法である。贈収賄・汚職事件の捜査・訴追は、司法省の「国家調査局」(National Bureau of Investigation)が行う。また、オンブズマン(行政監察院)も、調査権限を認められている。贈収賄・汚職事件を審理する裁判所は、「反汚職裁判所」である。なお、フィリピンにおける贈収賄・汚職に関する規制は、民間企業の役職員に対するリベート等には適用されない。

(8) ミャンマーの2013年に施行された「汚職防止法」は、贈収賄にかかる各種犯罪類型を規定し、罰則を強化するとともに、「汚職防止委員会」を設置して、汚職行為の取締りの積極化を図っている。汚職防止法にいう「贈収賄行為」とは、公的地位の濫用等の目的をもって、直接・間接を問わず、賄賂を供与、收受、申出、約束又は協議等することをいう。副大臣以上の地位にある者が贈収賄を行った場合の罰則は、15年以下の拘禁刑及び罰金である。それ以外の公務員が贈収賄を行った場合の罰則は、10年以下の拘禁刑及び罰金である。私人が贈収賄を行った場合の罰則は、7年以下の拘禁刑及び罰金である。

(9) 東ティモールは、2020年8月26日、汚職防止法を公布した。同法は、非常に広い範囲をカバーしており、「汚職犯罪」の種類やそれぞれの制裁体制に関する規則だけでなく、元公務員の採用に関する規則、官民双方の団体による行動規範の採用、公共入札に関する規則、私企業の汚職、時効、犯罪捜査、資産の凍結・差押え等、非常に広範な事項をカバーしている。同法の特徴的な点は、東ティモールで初めて、法人が刑事犯罪に対して責任を負うことを明記したことである。また、私人・企業・団体の法的義務が大幅に拡大されたほか、「不当な富の所有」という新たな犯罪を創設した。さらに、同法には、職業上の秘密の放棄、富・資産・利益等の申告に関する規則が含まれているところ、これは多くの公務員やその親族及び関係者にも適用される<sup>58</sup>。

<sup>57</sup> <https://pacc.gov.ph/>

<sup>58</sup>

<https://mirandalawfirm.com/en/insights-knowledge/publications/alerts/new-timor-leste-anti-corruption-law>

## 2 薬物問題

東アジア・東南アジア諸国が直面してきたもう一つの大きな問題として、薬物問題がある。薬物は、単に薬物犯罪の増加を招くだけでなく、犯罪組織の資金源となっているほか、刑務所の過剰拘禁や収用環境の悪化という問題を生じさせている。

タイにおける薬物事件については、2008年の「薬物事件手続法」が適用される。実際、タイでは、薬物事件が非常に多く、第一審事件の半分程度が、薬物事件で占められている<sup>59</sup>。

フィリピンでは、2016年6月に就任したドゥテルテ大統領は、麻薬撲滅を図るため、麻薬取締官・警察官・軍人等が麻薬犯罪者を逮捕する際、超法規的に殺害することを認める発言をしている。実際、ドゥテルテ大統領の就任後、大量の麻薬密売人等が自首し、麻薬犯罪対策が功を奏しているといわれている。これに対し、国連人権高等弁務官事務所、国際人権団体及び欧米諸国政府等が、ドゥテルテ大統領の超法規的な措置を強く批判してきたところであるが、ドゥテルテ大統領は強硬な態度を崩していない。

## VII 東アジア・東南アジアの国・地域が導入している先進的・特徴的な法制度

一部の東アジア・東南アジアの国・地域は、先進的・特徴的な法制度を導入している。以下では、①訴訟手続のIT化、②同性婚、③性犯罪者に対する就業制限について紹介する。

### 1 訴訟手続のIT化

(1) 中国では、既に、「インターネット法院」が設置され、多くの訴訟事件がインターネット上で行われている。2019年12月4日に最高人民法院が公表した「中国裁判所のインターネット司法」白書によれば、杭州、北京及び広州インターネット裁判所において、8つのインターネット専門裁判廷が設置され、84名の裁判官が配属されている。インターネット裁判所における裁判官の平均勤務年数は10年以上であり、裁判官1人当たりの年間平均処理数は700件以上である。また、中国では、「WeChat」での電子訴訟プラットフォームの利用により、スマホ等の携帯端末で、立件、送達、法廷審理、証拠公開及び調停等の訴訟手続全般を行えるようになっている。このように、インターネット司法に関しては日本より中国の方がはるかに進んでいる現状の下、遂に、司法の分野においては、「日本が中国から学ぶ時代が到来した」といえるかもしれない。

(2) 韓国では、2010年に、電子訴訟制度が導入された。現在は、全訴訟の70%以上が電子訴訟となっている。電子訴訟事件においては、大法院が運営する電子訴訟システムを通じて、訴訟当事者や訴訟代理人は、インターネットやスマートフォンにより、訴訟事件の進行状況を確認したり、PDFファイルで準備書面や証拠書類等をオンライン提出したりすることができる。証人尋問や証拠調べ等も、オンラインで行われる。訴訟費用等の納付も、

<sup>59</sup> 西澤希久男著「タイ法」(『世界の法律情報』(2016年、文眞堂)所収)57頁。

オンライン上で決済することができる。法院からの期日呼出通知や判決書等も、電子訴訟システムを通じて、電子的に行われる<sup>60</sup>。

(3) シンガポールでは、近時、民事訴訟手続の IT 化が進められてきた。とくに、2000年に改正された裁判所規則に基づき、裁判関係書類を電磁的方法による裁判所に提出する制度 (Electronic Filing Service, EFS) が導入され、IT 化が進んだ。2013年には、裁判関係書類の提出だけでなく、裁判手続における全てのコミュニケーション (例えば、裁判関係書類の提出、送達、事件情報管理、通知、期日調整、費用管理等) をウェブ上のプラットフォームで行うことができるシステム (E-Litigation) が導入され、訴訟関係者には同システムの利用が義務付けられた。さらに、法廷審理の IT 化 (e-Court) も進んでおり、裁判所の法廷には、専用のパソコン及びモニター等が設置され、テレビ会議システムを利用した証人尋問等が行われ、その際の自動録音は裁判記録として利用される。シンガポールでは、今後も、新たな技術を用いて裁判手続の IT 化を進めていくことが検討されている<sup>61</sup>。

シンガポールでは、刑事訴訟手続の IT 化も進んでいる。2020年5月には、薬物取引事案の被告人に対し、オンライン会議システムである「ZOOM」を通じて、初めて死刑判決が言い渡された。

## 2 同性婚

台湾では、アジアで初めて同性婚が法的に認められた。即ち、2017年5月24日、大法官は、第748号解釈により、①民法が同性婚を認めていないことは、憲法で保護されている婚姻の自由 (22条) 及び法の下での平等 (7条) に違反すること、②本解釈の公布の日から2年以内に (即ち、2019年5月24日までに)、関係する法律の制定又は改正を行わなければならないこと等を宣言した。上記の第748号解釈を実現するために2019年5月22日に公布された「司法院釈字第748号解釋施行法」2条は、「性別を同じくする2人の者は、共同生活を営むことを目的として、親密性及び排他性を有する永久的結合関係を成立させることができる。」と規定した<sup>62</sup>。形式的には「同性婚」という文言は規定されていないものの、実質的には、台湾がアジアで初めて同性婚を法的に認めたといえることができる。

## 3 性犯罪者に対する就業制限

韓国には、性犯罪者に対する就業制限制度がある。即ち、性犯罪により刑 (執行猶予を含む) 又は治療監護の宣告を受け確定した者は、保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学、塾、ネットカフェ、医療機関等への就業等が、一定期間、制限される。期間は、最大で10

<sup>60</sup> チェ・ユヒ著「民事訴訟の IT・AI 化 ～韓国の現状～」(『法律のひろば 第72巻第5号』(ぎょうせい、2019年) 所収) 29～33頁。

<sup>61</sup> 野原俊介著「シンガポールの現状」(『法律のひろば 第72巻第5号』(ぎょうせい、2019年) 所収) 34～37頁を参照。

<sup>62</sup> 林秀雄著「台湾における準同性婚姻法の制定について」(『戸籍時報 No.789』(日本加除出版、2019年) 所収) 24頁。

年間であり、裁判所が個別に判断する<sup>63</sup>。

## Ⅷ 小国・小地域の生き残り戦略

東南アジアにおける小国・小地域は、その生き残りのため、さまざまな戦略を採っている。ここでは、シンガポール、香港及びマカオの生き残り戦略を紹介する。

### 1 シンガポール

シンガポールの国土は小さく、国民はいくつかの民族グループに分かれており、飲料水や鉱物資源にも恵まれていない。マレーシア連邦から追放されたという歴史もある。そのため、シンガポール政府としては、国家としての生き残りを図っていくためには、国民の人権や自由を保護することよりも、国家主導型の開発、多角的自由貿易体制の維持・強化という政策を採るしかなかった。そこで、シンガポールは、日本、中国、EU等との間でFTAを締結しているほか、「東南アジア諸国連合」(ASEAN)、「世界貿易機関」(WTO)、「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」(CPTTP)、「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)等に参加し、積極的に自由貿易を推進しようとしてきた。また、シンガポールは、ヒト・モノ・カネ・情報のハブとなるべく、高付加価値製造業、金融、情報通信、生命医学等の分野における外資による拠点設立を促すため、各種の優遇措置を用意してきた。例えば、シンガポールにおける法人税の税率は17%であり<sup>64</sup>、キャピタルゲインには課税されない等、シンガポールにおける租税負担の軽さが、長年の間、外資によるシンガポールへの投資を引き付けてきた<sup>65</sup>。その結果、シンガポールの1人当たり国民総所得<sup>66</sup>は、58,390米ドルであり、アジアでは、マカオに次いで第2位となっている(ちなみに、日本は41,580米ドルで、シンガポールの約7割となっている)。

また、近時、シンガポール、国際ビジネス紛争ハブとしての立場を強化しようとしており、これも生き残り戦略の一つといえよう。

シンガポールの仲裁機関としては、1991年7月に設立された「シンガポール国際仲裁センター」(Singapore International Arbitration Centre, SIAC)<sup>67</sup>が有名である。SIACは、

<sup>63</sup> [https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11093480\\_po\\_02750208.pdf](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11093480_po_02750208.pdf)

<sup>64</sup>

<https://www.iras.gov.sg/taxes/corporate-income-tax/basics-of-corporate-income-tax/basic-guide-to-corporate-income-tax-for-companies>

<sup>65</sup> シンガポールにおける税制上の優遇措置には、さまざまなものがある。例えば、シンガポールに拠点を有し、特定の商品・サービス(石油製品、石油化学製品、農産物、金属、電子部品、建築資材、消費財、デリバティブ等)の国際貿易を行い、経営管理、投資、財務管理、物流管理等の機能を有する企業は、シンガポール国際企業庁(IES)の認定により、優遇措置を受けることができる(Global Trader Programme, GTP)。

<sup>66</sup> 『データブック オブ・ザ・ワールド 2022年版』(二宮書店、2022年)217頁。

<sup>67</sup> <https://www.siac.org.sg/>

①高い信頼性・透明性・中立性、②シンガポールの公用語が英語であること、③過去の取扱実績<sup>68</sup>が豊富であること等から、とくにアジアにおける国際取引契約における紛争解決条項としては、SIAC 仲裁が選択されることが多い。

2009 年には、複合型国際紛争解決施設として、「マックスウェル・チェンバース」(Maxwell Chambers)<sup>69</sup>が開設された。この建物は、1930 年代に建築された旧税関庁舎を改装し、10 の法廷、12 の準備室があるほか、インターネット、ウェブ会議システム、通訳・翻訳サービス、複写サービス等の設備を備え、機密性の確保、建物の警備が完備している。建物の中には、SIAC のほか、ICC 国際仲裁裁判所、米国仲裁協会 (AAA) の国際紛争解決センター (ICDR)、WIPO 仲裁調停センター等が入っている<sup>70</sup>。

2015 年 1 月 5 日には、シンガポール国際商事裁判所 (Singapore International Commercial Court, SICC)<sup>71</sup>が設立された。これは、国際ビジネス紛争を解決するために、最高裁判所の高等法院における専門部として設立された裁判所組織である。SICC は、裁判所であるが、国際仲裁に類似する制度を取り入れている点に特徴があるといえる (例えば、SICC による手続開始には、双方当事者の合意が必要である。シンガポールの証拠法によらず、他の手続ルールによることも可能とされる。双方当事者が合意すれば、上訴を禁止することができる)。問題は、SICC の下した判決をもって、外国に存する財産を執行することができるかである。シンガポールは、「国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約」に加盟し、同条約は 2015 年に発効した。現在の批准済み加盟国は、シンガポールのほか、EU、英国、メキシコである。米国、中国、ウクライナ、北マケドニアも署名済みであり、今後、同条約の加盟国が増加するに従い、SICC の利用が増えていくかもしれない。

さらに、2018 年には、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」(シンガポール条約)が採択された。同条約は、国際ビジネス紛争に関する調停により成立した当事者間の国際的な和解合意につき、一定の要件の下、外国における執行力を付与することに関するものである。シンガポールは既に同条約を批准済みであるほか、既に米国、中国、韓国等、46 か国が署名済みである。今後、各国での同条約の批准が進み、加盟国が増加することが見込まれる。シンガポールの調停機関としては、2014 年 11 月に設立された「シンガポール国際調停センター」(Singapore International Mediation Centre, SIMC)<sup>72</sup>がある。

<sup>68</sup> SIAC の「Annual Report 2019」によると、2019 年における新規受理件数は 479 件であり、過去最高を記録した。

[https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual\\_report/SIAC%20AR\\_FA-Final-Online%20\(30%20June%202020\).pdf](https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC%20AR_FA-Final-Online%20(30%20June%202020).pdf)

<sup>69</sup> <https://www.maxwellchambers.com/>

<sup>70</sup> 小原望著「アジア No.1 の『日本国際仲裁 (紛争解決) センター』を目指して」(『日本仲裁人協会会報 Vol.14』所収) 1 頁。

<sup>71</sup> <https://www.sicc.gov.sg/>

<sup>72</sup> <https://simc.com.sg/>

## 2 香港

香港は、これまで、「国際金融センター」、「中国投資・貿易のゲートウェイ」等の生き残り戦略により、著しい経済発展を遂げてきた。

しかし、最近では、「逃亡犯罪人条例」の改正や「香港国家安全維持法」の制定をめぐる治安の混乱が大きく報道され、中国の影響力が強まる香港の行く末に注目が集まっている。「香港国家安全維持法」が、香港ビジネスに対しどの程度の影響を及ぼすはまだ必ずしも明らかではなく、懸念される場所である。例えば、香港から英国や台湾等への移住者の増加、外資系企業の香港からの撤退、高度グローバル人材の香港からの流出、国際金融センターとしての香港のイメージ悪化、米国の中国及び香港に対する経済制裁等の問題が大きくなる可能性も否定できない。中国の中央政府としても、これらの問題が大きくなることは避けたいはずであり、今後、香港の「生き残り戦略」を練り直すとともに、香港に外資を引き留め、香港ビジネスを活性化するためのさまざまな政策や法制度が発布されるものと思われる。

## 3 マカオ

マカオは、香港と異なり、珠江の土砂が堆積しやすく、大型船舶が入港しにくかったため、貿易拠点としての発展は困難であった。そのこともあって、マカオは、とくにカジノ産業及び観光業に注力するという生き残り戦略をとることにより、発展を遂げてきた。とくに2002年に、外資によるカジノ産業への投資が開放され、外国のカジノ企業からの投資が急増した結果、2012年のマカオのカジノ産業の売上額は、米国ラスベガスの約4倍となった。近時のマカオでは、カジノ産業及び観光業が、GDP及び政府歳入の約80%を占めている<sup>73</sup>。マカオの1人あたり国民総所得は75,610米ドルであり、日本の1人あたり国民総所得41,580米ドルよりもはるかに高い。「香港国家安全維持法」の制定をめぐる治安の混乱が大きく報道されている香港とは対照的に、マカオの社会情勢が極めて安定的であることにも注目が集まっている。

周知のとおり、マカオでは、カジノ、ドッグ・レース等の賭博が合法的に行われている。マカオでカジノが合法化されたのは、1847年からである。マカオでカジノ事業を行うためには、マカオ政府からライセンスを取得する必要がある。40年間にわたりマカオでカジノ事業を独占していたのは、「澳門旅遊娛樂有限公司」(Sociedade de Turismo e Diversões de Macau, S.A.R.L.)であった。マカオ政府は2001年にカジノ市場の自由化を決定し、入札を実施した結果、6事業者にライセンスが付与された(2018年時点で、41施設が運営されている)<sup>74</sup>。マカオにおけるカジノの監督管理機関は、「博彩監察協調局」(Gaming

<sup>73</sup> 『データブック オブ・ザ・ワールド 2022年版』(二宮書店、2022年)217頁。

<sup>74</sup> 『アジア近隣諸国をはじめとする世界各国のIRにおける経営戦略等及び再投資に関する事例調査報告書』(みずほ総合研究所、2019年)13頁。

[https://www.cas.go.jp/jp/siryou/pdf/ir\\_jireichousa.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/siryou/pdf/ir_jireichousa.pdf)

Inspection and Coordination Bureau) である。これはマカオ特別行政区政府の一部局であり、カジノの規制、監視、認証、許諾、違法行為の摘発、行政罰の賦課等の権限を有する<sup>75</sup>。カジノ事業に対する税率は、「カジノ・ゲーミング管理法」により、「Gross Gaming Revenue」(GGR)、即ち、「顧客相互間のカジノ行為により得られた利益に相当する額」の合計額の40%とされている。そのうち35%は政府の一般予算に充てられ、残り5%は社会貢献に充てられる<sup>76</sup>。

マカオ経済の約80%を占めるカジノ産業の政策動向は、「IR」(Integrated Resort、統合型リゾート)の導入・推進を図ろうとしている日本の関係者にとって、大いに参考になるものであった。しかし、①新型コロナウイルスの感染拡大により、マカオのカジノに来る観光客の数は激減していること、②最近では、カジノ業者やジャンケットに対する規制が強化されていることから、マカオの今後の動向が注目される。

## IX おわりに

「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕」の執筆の原動力となったのは、一言で言えば、「好奇心」であるが、予想外の効果もあった。それは、外国の法制度を調べることによって、日本の法制度を異なる視点から客観的に見つめ直すことができ、筆者自身、非常に勉強になったということである。

東アジア・東南アジア諸国・地域の法制度は、現在も大きく変化し続けている。例えば、米中貿易戦争や新型コロナウイルス感染症の問題が、東アジア・東南アジア諸国・地域の経済のみならず法制度に対しても影響を及ぼす可能性がある。以上のことから、東アジア・東南アジア諸国・地域の法制度の動向には、引き続き注目していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.49 No.12』、『同 Vol.50 No.1』、『同 Vol.50 No.2』(国際商事法研究所、2021年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第20回 総括(1)」、「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第21回 総括(2)」、「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第22回 総括(3)」)。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

<sup>75</sup> 前掲『アジア近隣諸国をはじめとする世界各国のIRにおける経営戦略等及び再投資に関する事例調査報告書』30頁。

<sup>76</sup> 前掲『アジア近隣諸国をはじめとする世界各国のIRにおける経営戦略等及び再投資に関する事例調査報告書』101頁。